

出先機関の業務変更

下野市役所は平成28年5月6日(金)から新庁舎で業務を開始します。新庁舎開庁に伴い、市民課出先機関（石橋庁舎・南河内庁舎）での取扱業務が変更になります。

下野市石橋窓口
 栃木県下野市石橋416番地
 (石橋公民館内)
 ☎0285-32-8700

下野市南河内窓口
 栃木県下野市田中681番地1
 (南河内図書館2階)
 ☎0285-48-2111

取扱業務

区分	業務名
証明	戸籍全部・個人事項証明（謄本・抄本）、戸籍の附票、住民票、印鑑登録証明書
納税	市税の収納（納付書のないもの及び納期限を過ぎたものを除く）

上記以外の証明書等発行、各種手続きをご希望の場合は本庁舎にてお手続きください。



子ども医療費助成の県内柔道整復師の施術について、受領委任払いの対象年齢を中学3年生まで拡大します

下野市では、お子様の健康増進と保護者の方の利便性を図るため、平成28年4月施術分より、県内柔道整復師（整骨院・接骨院等）についての受領委任払いの対象を中学3年生卒業（15歳に達する日以後の最初の3月31日）まで拡大します。

※受領委任払いとは

柔道整復師が受給資格者から医療費の受領に係る委任を受けることで現物給付となる方式です。

※「子ども医療費受給資格者証」は現在お持ちのものを継続してご利用いただけます。

また、平成28年度に就学予定のお子様へは、3月下旬に新しい受給資格者証（ページユ色）をお送りします。

助成の流れ

○受領委任払い

県内の柔道整復師の施術を受ける際、「子ども医療費受給資格者証」及び「お子様の

健康保険証」を提示していただき、必要書類に署名することで、保険診療分の負担金についてお支払いがなくなります。

○償還払い

県外の柔道整復師の施術を受けたときなど、窓口で保険診療分の負担金をお支払いいただいた場合は、施術を受けた月の翌月から1年以内に市に「子ども医療費助成申請書」を提出することで償還払いとなります。

ご利用にあたっての注意点

①「子ども医療費受給資格者証」及び「お子様の健康保険証」を提示しない場合、受領委任払いの扱いとはなりません。保険診療分の負担金を支払った場合は、申請期間内に償還払いの申請をしてください。

②制度の拡大で受領委任払いの対象となる方の平成28年3月以前の施術分については、従来どおり申請期間内に償還払いの申請をしてください。

③独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施する災害共済制度に該当する

けがや疾病については、共済制度が優先となります。制度の変更点

柔道整復師の施術に係る医療費助成の取扱

対象区分	受給資格者の色	3月までの施術分		4月からの施術分	
		県内	県外	県内	県外
未就学児	ピンク	受領委任払い	償還払い	受領委任払い	償還払い
小学生 中学生	ページユ	償還払い			

問い合わせ先

社会福祉課
 ☎(52)1112